

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、平成24年2月14日付けで行った「相談記録カード、通報等調書、是正指導経過書」の部分開示決定を取り消し、個人の氏名並びに是正指導に伴う改修工事を請け負った法人名及び住所等当該法人名を特定し得る部分を除き開示すべきである。

2 異議申立て及び審議の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成24年1月13日付けで、埼玉県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「〇〇市（建築課、道路河川課）から杉戸駐在に連絡のあった〇〇市大字〇〇〇〇〇-〇、-〇、〇〇〇-〇、〇〇〇-〇 市道側の工場の扉が開き、道路上で作業が行われている件、平成23年9月以降」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し、実施機関は、本件開示請求に対する公文書として、「相談記録カード、通報等調書、是正指導経過書」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、平成24年2月14日付けで、次のとおり公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、申立人に通知した。
 - ア 個人の氏名については、条例第10条第1号に該当するため不開示とする。
 - イ 法人の名称は、条例第10条第2号に該当するため不開示とする。
 - ウ 県の指導内容に関する部分は、条例第10条第5号に該当するため不開示とする。
- (3) 申立人は、平成24年4月19日付けで、実施機関に対し、本件処分のうち、県の指導内容に関する部分の開示を求めて異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。また、併せて不自然な開示決定等の期間延長の謝罪及び延長を必

要とした経緯についての説明も求めた。

- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年5月16日に実施機関から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、開示決定等理由説明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、平成24年6月15日に申立人から意見書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、平成24年8月3日に実施機関の職員から意見聴取を行った。
- (7) 当審査会は、平成24年8月23日に申立人の口頭意見陳述を聴取した。

3 申立人の主張の要旨

申立人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

県の指導内容に関する部分の公開と不自然な開示決定等の期間延長の謝罪及び延長を必要とした経緯について説明を求める。

(2) 異議申立ての理由

ア 県の指導内容に関する部分が非公開となっているが、公開を求める。

是正指導が行われた工場の扉は、生活道路である市道との境界部分に設置されており、当該市道を利用しなければ開けられない、外開き構造である。しばしば道路を塞いだ状態で作業が行われ、苦情を申し入れなければならない状況であった。したがって、条例第10条第2号ただし書に基づき、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、保護されていない状態等及び是正の過程、確認についての情報を開示し、長年放置された責任の所在を明らかにすべきである。

イ 本件対象文書に記載されている建築主である法人名及び是正指導に伴う改修工事を請け負った法人名については、当該工場が長年環境基準を超える騒音を発生させるなど、色々な問題がある工場であることから、開示しないことにより、反対に公正な競争関係を害することを懸念する。埼玉県は総合的な判断をすべきである。

ウ 当該工場においては、前述の騒音の他粉塵も心配されていることもあり、図面

開示により適切なものかの判断材料とすることが妥当である。

エ 平成24年1月13日付けで公文書の開示請求をしたが、平成24年1月30日付け越建セ第402号の公文書開示決定等期間延長通知書により、開示決定等の期間が平成24年1月30日から2月14日まで延長になった。

部分開示された公文書はわずか10枚であり、期間延長が必要とは考えられない。開示しない情報は明確であり、越建セ402号の延長する理由「公文書開示請求に係る公文書について、決定等に慎重な判断を要することから、条例第15条第1項に定める期間内に決定等を行うことが困難なため。」には該当しない。今後の迅速な開示等決定への影響も懸念され、申立人が待たされた不利益に対して期間延長の謝罪及び延長を必要とした経緯の説明を求める。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、近隣住民から建築物の扉を開く際に、当該扉が道路にはみ出る旨の苦情を受けた市町村からの情報提供を受け、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号。以下「法」という。）第44条に違反しているため是正指導を行った案件について、その指導に係る次の文書である。

ア 相談記録カード

市町村より苦情があった旨の情報提供について記録した文書で、建築主名、情報提供の内容等が記載されている。

イ 通報等調書

市町村より近隣住民から市町村に対する情報公開請求があった旨の情報提供について記録した文書で、建築主名、情報提供の内容及び違反条項等が記載されている。

ウ 是正指導経過書

当該建築物に対する違反の指導内容を記録した文書で、建築主名、違反事項及

びその違反事項の是正指導内容の詳細が記載されている。

(2) 不開示とした理由について

本件対象文書は、法第44条に違反している建築物に対する是正指導に係る文書である。当該文書に記載された個人の氏名は、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第10条第1号に該当するため不開示とした。また、法人の名称については、条例第10条第2号に該当するため不開示とした。さらに、当該文書に記載された違反条項及び是正指導の内容の詳細は、違反建築物等における行政庁の事務処理方法や指導方針等を具体的に特定できる情報であり、開示することにより、取締りに係る事務に関し、法令違反行為を巧妙に行う事によって隠蔽することを容易にするおそれがある情報であり、条例第10条第5号に該当するため不開示とした。

なお、改修工事を請け負った法人から提出された図面（以下「図面」という。）については、作成者である当該法人の事業活動上の正当な利益を害するおそれがある情報であるとともに、実施機関の行った是正指導の内容に関する部分でもあることから、条例第10条第2号及び第5号に該当するため不開示とした。

(3) 申立人の主張について

申立人は、工場の扉が市道との境界部分に設置されており、市道を利用しなければ開けられない外開き構造であることから、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、保護されていない状態等及び是正の過程、確認についての情報を条例第10条第2号ただし書に基づき開示すべきであると主張している。しかし、現地調査を行ったところ、当該道路の幅員は5メートル、扉の突出は0.9メートルであり、通行可能な幅は最低でも4.1メートルあること、また、扉が常時開放されていないことから、生活道路として使用することに大きな支障は生じないと考えられる。なお、当該扉は現在、既に是正指導に基づいて引き戸に改修され、道路への突出は解消している。

これらのことから、条例第10条第2号ただし書には該当せず、「(2) 不開示

とした理由について」で述べたように、県の指導内容に関する部分は、条例第10条第5号に該当するため不開示にすべきと考える。

開示決定等の期間延長については、開示等決定を行うにあたり、決定等に慎重な判断を要することを理由として期間延長の通知を行っている。この期間延長の後に既に公文書の開示を行っているため、公文書が開示された時点で期間延長に対する異議申立てを行う利益が失われている。したがって、期間延長についての異議申立ては却下すべきであり、謝罪及び延長を必要とした経緯の説明は必要ないと考える。

5 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、法第44条に違反している建築物に対する是正指導に係る文書である。

実施機関は、個人の氏名を条例第10条第1号に該当するとして、法人の名称を条例第10条第2号に該当するとして、図面を条例第10条第2号及び第5号に該当するとして、県の指導内容に関する部分を条例第10条第5号に該当するとして不開示としている。

これに対し、申立人は、上記不開示部分のうち、「法人の名称」、「図面」及び「県の指導内容に関する部分」（以下、まとめて「本件不開示部分」という。）について本件異議申立ての対象としているので、以下、本件不開示部分について条例第10条第2号該当性及び同条第5号該当性を検討する。なお、個人の氏名の不開示については、申立人が異議を申し立てていないことから、当審査会としては判断しない。

(2) 条例第10条第2号該当性について

ア 法人の名称について

本件不開示部分のうち法人の名称について、実施機関は、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報であり、条例第10条第2号に該当するため不開示とすべきである旨主張する。しか

し、このうち建築主である法人名については、既に建築場所が開示されていることや、本件対象文書に添付されている地図等から自ずと明らかとなる情報であること等を勘案し、開示すべきものと判断する。

ただし、是正指導に伴う改修工事を請け負った法人名及び住所等当該法人名を特定し得る情報については、法人の取引先にかかる情報であり、条例第10条第2号に該当するため不開示相当と判断する。

イ 図面について

実施機関は本件不開示部分のうち、図面について、県の指導内容にかかる部分と位置づけ、条例第10条第5号に該当するため不開示と判断した。併せて、図面は作成者の技術及び知識に基づいて創作された技術競争の有力な手段となり得る情報であって、開示することにより模倣や設計ノウハウの流出等、作成者の事業活動上の正当な利益を害するおそれがあり、条例第10条第2号に該当するため不開示と判断した。

そもそも、建築物の設計は、建築士の資格を有する者によってなされなければならないところ、設計を行う建築士は、その有する専門技能を駆使し、土地、敷地の形状等の諸条件を勘案した上で、建築基準関係規定の範囲内で、顧客のニーズ、外観、経済性、安全性等を考慮して設計することが求められる。このような建築士の専門技能に基づき作成される設計図書には、設計者の創意工夫が見られることは否定できない。そして、それが公にされた場合、他者が模倣するなど、設計者の競争上の地位を損なう可能性があるとして認められる。

今回、実施機関は「建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。」という法第44条の規定に基づき、図面を提出させている。

当審査会で見分したところ、図面には建築物の概要が記されていることが分かった。この点について実施機関に確認したところ、本件に関しては、「改修後の建築物が道路上に出ないこと」を確認するために図面の提出を求めたものであり、

したがって建築物の詳細な設計図までは求めていないとのことである。

これらの事情を勘案すると、図面は建築物の概要を記したものであり、設計者の競争上の地位を損ない、事業活動上の正当な利益を害するおそれがある情報とは言えず、条例第10条第2号には該当しない。

ただし、実施機関は、図面は県の指導内容にかかる部分にも該当するため、条例第10条第5号に該当し、不開示とすべきである旨主張していることから、条例第10条第5号該当性について、以下検討する。

(3) 条例第10条第5号該当性について

条例第10条第5号は、「県、国若しくは他の地方公共団体の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、「次に掲げるおそれ」の例示として、同条同号イからホまでを掲げている。これらは、いずれも典型的な例示とされている。

実施機関は、本件対象文書には、実施機関が建築主に対し違反を是正するよう行政指導を行った内容が具体的に記録されていることから、この情報を開示すると、当該建築物の建築主又はそれ以外の者が、違反者等に対する県の是正指導の傾向を把握できることとなり、結果として是正指導に従わなくなるなど実施機関の事務事業に支障を及ぼすおそれがある旨主張する。

しかし、本来行政指導は法令等の基準をもとにしながらも、個別の事情に応じて行政の裁量権の中で柔軟に行われるものである。指導内容の公開がそのまま前例となる訳ではない。

また、法第1条は「建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。」と規定している。本件のように、扉の開口部が市道にはみ出している状態は、安全性の観点から問題があったと言わざるを得ない。通行人を含

め、周囲の人々への安全の確保は法の要請でもある。本件に限らず、同様の事案の再発・未然防止という観点からも開示すべきものであると思われる。

以上のことから、県の指導内容に関する部分である行政指導の内容と是正結果については、その過程を含め開示されるべきものであると判断する。なお、図面も是正指導の過程で作成されたものであることから、上記判断に従い開示されるべきである。

したがって、本件対象文書は個人の氏名並びに是正指導に伴う改修工事を請け負った法人名及び住所等当該法人名を特定し得る部分を除き、開示すべきである。

(4) 申立人のその他の主張について

申立人は、「3 (2) 異議申立ての理由エ」で期間延長の謝罪及び延長を必要とした経緯の説明を求める旨主張しているが、当審査会は公文書開示請求に対する決定の当否について実施機関から意見を求められているものであり、申立人の当該主張については、答える立場にない。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

管野悦子、田代亜紀、田村泰俊

審議の経過

年 月 日	内 容
平成24年 5月16日	諮問を受ける (諮問第232号)
平成24年 5月16日	諮問庁から開示決定等理由説明書を受理
平成24年 6月15日	申立人から意見書を受理
平成24年 8月 3日	諮問庁から説明及び審議 (第一部会第75回審査会)

平成24年 8月23日	申立人から意見陳述聴取及び審議（第一部会第76回審査会）
平成24年10月 2日	審議（第一部会第77回審査会）
平成24年10月30日	審議（第一部会第78回審査会）
平成25年 1月10日	答申（答申第176号）